

高山村のひきこもり支援について

村では、ひきこもり状態にある方などを社会参加に向けた支援を行います。

1.「ひきこもり」とは

様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則6ヶ月以上おおむね家庭にとどまり続けている状態（他者と交わらない形での外出がある場合も含む）を指す現象の概念です。

2.ひきこもり支援の必要性

ひきこもり状態が続くと、孤立感が高まり精神的苦痛などにより、生きる意欲が低下したり、経済面でも貧困となり生活困窮や将来不安が生じたりする可能性があります。

それらの問題を改善することにより、心のエネルギー、対話、居場所が回復して自分らしく幸せに生きられることや、経済問題を改善傾向につなげるなどのため、ひきこもりの支援が必要です。

3.高山村のひきこもり支援の相談などについて

- (1)相談窓口 高山村役場 保健みらい課（保健福祉センター内）
電 話 0279-63-1311 FAX 0279-63-1310
メール hoken-takayama@vill.takayama.gunma.jp
- (2)相談したい場合 相談窓口に、電話・FAX・メールなどでご相談ください。
自分自身のこと、ご家族のこと、地域の方のこと、ひきこもり支援に関する行政への要望など
あわせて、・氏名 ・年齢 ・住所 ・日中連絡がとれる電話番号もお知らせください。

4.高山村以外の相談窓口（群馬県内在住の方）

- (1)群馬県ひきこもり支援センター（ひきこもり相談専用ダイヤル）
電 話 027-287-1121
・月～金曜日の9時～17時（祝日及び年末年始を除く）
- (2)群馬県社会福祉協議会
電 話 027-212-0011
・月～金曜日の9時30分～17時15分（祝日及び年末年始を除く）
メール g-soudan@g-shakyo.or.jp
※当事者サロン、家族サロン、ひきこもり女子会傾聴セラピーなどを開設